

第二條 中央執行委員會は中央執行本部、書記長及び會計監督を以て構成する最高執行機關として党を代表し大會並に中央委員會に對し責任を負ふものとする。

第三條 中央執行委員會は必要に應じ組織部、宣傳部、教育部、出版部、調查部、事業部、國際部の部門を設くことを得、
第六條 各部門は中央執行委員會の統制を受け部長一名、部員若干名を以て構成し中央執行委員會之を任命す。

第五章 本部役員

第五條 本部に左の役員を置く

- 一、中央執行委員會議長 一名、六、中央執行委員會若干名 三、書記長、
一名、四、會計監督 一名、五、會計 一名、六、部長 若干名
- 七、大條 本部役員は左の方法により選任す、
 一、中央執行委員會議長、中央執行委員會、書記長、會計監督は中央委員會互選す、
 二、部長及會計は中央執行委員會之を任命す、

第十七條 書記長は中央執行委員會の命令を受けて党務を處理す。

第十八條 會計は党の會計事務を處理す、

第十九條 會計監督は党の會計事務を監督す、

第二十条 各部長は當該部門を統轄す、

第二十一条 部長及會計は中央委員會並に中央執行委員會に出席して其の所管する事項に関する發言することを得、

第二十二条 組員の任期は一年とす、但し兩選を妨げず、

第六章 支部

第二十三条 支部は衆議院員選舉區毎に党員五十名以上を以て組織す、但し仲間ある場合執行委員會の承認を経て通常之を組織することを得、

第二十四条 支部は左の機関を置く、一、大會、二、執行委員會、

第二十五条 支部は黨員名簿、役員の住所氏名支部規約に党本部費一年を満たす

第二十六条 支部は黨員名簿、役員の住所氏名支部規約に党本部費一年を満たす

第二十七条 支部規約は別に定めたり支部規約準則に據るを要す、